

「原子力関連ビジネスフェア」周知PR・管理運営等業務  
企画提案競技実施要領

1 目的及び概要

この要領は、「原子力関連ビジネスフェア」の県内企業（受注者側）の参加募集とフェア当日の管理運営等業務を委託するにあたり、優れた企画提案を広く募集し、委託先候補者を選定するために実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものです。

2 企画提案を募集する業務

別紙「「原子力関連ビジネスフェア」周知PR・管理運営等業務委託仕様書（案）」のとおり

3 応募資格

応募資格を有する方は、応募する時点で、次の要件を全て満たす方とします。

- (1) 青森県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 当該事業を的確に遂行できる能力を有すること。
- (3) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っているものでないこと。
- (6) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税等の滞納がないこと。
- (8) NPO法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく事業報告書等を提出していること。

4 委託件数及び予算額

- ・委託件数 1件
- ・予算額 4,946,000円（消費税及び地方消費税含む）

※委託契約額は、委託先候補者の選定後、青森県が委託先候補者から徴取した見積書の内容を精査し、予算の範囲内で決定します。したがって、企画提案額と委託契約額が同額にならないことがあります。

5 委託契約期間

委託契約日から令和8年11月30日（月）まで

## 6 応募手続き

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）

### (2) 応募方法

上記（1）に掲げる書類のうち、参加表明書は1部（電子メール可）、企画提案書は各5部を郵送又は持参で提出ください。なお、提出書類は返却しません。

### (3) 提出期限

- 参加表明書：令和8年7月15日（水）17時（必着）
- 企画提案書：令和8年7月24日（金）17時（必着）

## 7 審査の方法及び選定基準等

### (1) 審査の方法

応募期限後、(2)の選定基準を基に総合的に評価し、書類審査により委託事業者を選定します。

### (2) 選定基準

#### ア 遂行能力

- ・類似する催しの周知PRの実績、ノウハウ及びネットワーク等の保有
- ・類似する催しの開催運営に係る実績、ノウハウ等の保有
- ・実施内容に応じた人員配置、体制の整備
- ・経営基盤、管理体制 等

#### イ 実施内容

- ・参加企業募集に係る周知・PR計画の具体性、実効性、対象企業への到達性

#### ウ 経費の見積内容

- ・経費、積算の妥当性 等

#### エ その他

- ・積極性、独自の創意工夫 等

## 8 選定結果の通知と契約の締結

### (1) 選定結果の通知

採否を問わず、提案者に対して文書によりお知らせします。

### (2) 委託契約の締結

ア 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結します。

イ 企画提案事業の内容については、調整の上、変更することがあります。

ウ 委託業務の成果等は、原則として県に帰属します。

## 9 応募に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付期限

令和8年7月15日（水）17時（必着）

## (2) 質問方法

- ・質問票（様式3）に記入の上、電子メールで提出ください。

## (3) 回答方法

- ・質問票を提出した者宛てに、電子メールで回答します。
- ・なお、青森県において、公平性等の観点から、質問又は回答の内容が他の提案者にも知らせるべき内容等と判断される場合には、他の提案者に対しても同様の情報を通知します。

## 1 0 実績報告及び委託費の請求

### (1) 実績報告

委託業務の受注者は、業務完了後、速やかに実績報告書を提出する必要があります。

### (2) 委託費の請求

県が実施する完了検査に合格した後、委託費の請求が可能となります。

## 1 1 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり制作等された資料や画像等に係る著作権及び所有権並びに事業の成果等は委託者に帰属します。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従っていただきます。また、業務の受託により得られた情報等については、業務終了後においても守秘義務がありますので、留意してください。
- (3) 委託費による財産の取得は認められません。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (5) 企画提案書等の提出に係る経費は提案者が負担してください。

## 1 2 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報紙等で公開する場合があります。

## 1 3 問合せ先・応募窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号（県庁北棟7階）

青森県環境エネルギー部 原子力立地対策課 地域振興グループ

電話：017-734-9737 FAX：017-734-8225

電子メール：g-richi@pref.aomori.lg.jp